平成２４年（フ）第８２２号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目11番29―903号
破産者　長谷川俊介
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４８号
大阪市城東区蒲生１丁目１番23―406号
破産者　山田　久男
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―405号、前住所大阪府豊中市千里園１丁目５番25―1001号
破産者　恩田　次雄
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７１号
大阪市都島区都島南通２丁目12番12号　クロスロード505号、前住所大阪府吹田市青葉丘北28番５―401号
破産者　出口　佳一
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９５号
大阪府箕面市新稲７丁目５番16―202号
破産者　中野　忠行
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６９号
大阪市東住吉区西今川２丁目19番５号　パークサイドマンションサオモト１Ｃ号、前住所大阪市中央区北久宝寺町４丁目３番８―802号
破産者　ハンドカットログこと　大上昭次郎
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５２号
大阪府門真市柳田町９番10号
破産者　Ｄ．Ｌ　ＦＵＪＩこと　山口　義信
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１８号
大阪市東成区深江南２丁目３番26号　カキヤハイツ401号、前住所大阪市城東区永田４丁目９番13号
破産者　宮川　昭男
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２号
堺市東区日置荘西町３丁32番１―1007号
破産者　品川　真琴
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２０号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ｉ―309
破産者　松石ソーイングこと　松石　喜昭
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
堺市堺区出島町２丁７番49―401号、開始決定時の住所大阪府富田林市寺池台３丁目24番13号
破産者　吉田　　敬
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
堺市堺区出島町２丁７番49―401号、開始決定時の住所大阪府富田林市寺池台３丁目24番13号
破産者　吉田　恵子
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
堺市堺区三宝町１丁10番地１　サンメゾン堺105号
破産者　加藤みちよ
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
広島市西区天満町13番１―803号
破産者　小畑　　良
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４号
愛媛県西条市旦之上甲547番地、前住所愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地49番32号
破産者　長井シヅカ
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２２号
愛媛県今治市別宮町４丁目３番地の10
破産者　矢野　久惠
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４号
埼玉県東松山市五領町９番地30　パークタウン五領４―404、開始決定時の住所愛媛県今治市別宮町７丁目２番11号
破産者　矢野　閑子
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部